

## 質問回答

平成 25 年 5 月 20 日

「パナマ国パナマ首都圏都市交通（3号線）整備事業準備調査」

（公告日：平成 25 年 4 月 24 日 / 公告番号：9）について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	6.8 環境社会配慮 6.8.3 本事業における住民移転者の調査 (3) Due Diligence Report 案及び Corrective Action Plan 案の作成	貴機構環境社会配慮ガイドラインや関連セミナーで配布されている資料を確認しましたが、DDR(案)及び CAP(案)についての記載がありません。具体的にはどのガイドラインや文書に従って作成する必要があるのか、ご教示ください。	事業実施に際して住民移転の必要性が発生する場合、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」に沿って住民移転計画案を作成する。ただし、住民移転計画案を作成する前に住民移転が既に発生している場合、その内容の精査、妥当性の確認(どのように住民移転が実施されたのか、用地取得の手続き、補償基準等)及び是正措置(JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って実施されるべき住民移転計画案とのギャップ)を含めた報告書を別途作成する必要がある。その報告書を DDR と呼び、是正措置案を CAP と呼ぶ。CAP は DDR に含まれることもある。 契約後 DDR(案)及び CAP(案)について必要であれば、別途 JICA 担当者の指示のもと作成。
2	2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案) (2) 業務従事者の構成(案) 19) 制度・技術計画	「技術計画」はどのような分野を想定しているのでしょうか。	鉄道の技術基準(土木・車両・電気・機械・設備・信号・施工・調達監理能力・事業者規程・マニュアル・ガイドライン等)及び技術基準がない場合の計画を業務として想定。 また、名称については、制度・技術基準と変更。

3	4 現地再委託	地形測量が含まれておりませんが、現地再委託可能な調査に追加する事は可能でしょうか。	地形測量は必要に応じて現地再委託に追加することは可能。
---	---------	---	-----------------------------

以上